

○宮崎大学医学部附属病院歯科医師研修管理委員会規程

〔平成 18 年 1 月 18 日
制 定〕

改正 平成 22 年 2 月 17 日 平成 26 年 3 月 19 日
平成 27 年 9 月 16 日 平成 28 年 3 月 31 日
令和 3 年 3 月 17 日 令和 3 年 3 月 17 日

(設置)

第 1 条 宮崎大学医学部附属病院に、宮崎大学医学部附属病院群における卒後臨床研修を統括し、円滑に実施するため、歯科医師研修管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研修プログラムの基本方針に関する事。
- (2) 研修歯科医の採用並びに臨床研修の中断及び修了に関する事。
- (3) 研修歯科医の管理に関する事。
- (4) 臨床研修の実施の統括管理に関する事。
- (5) 卒後臨床研修センターの運営に係る重要事項に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 歯科口腔外科・矯正歯科長
- (3) 卒後臨床研修センター長
- (4) 卒後臨床研修センター副センター長
- (5) プログラム責任者
- (6) 協力型臨床研修施設の研修実施責任者
- (7) 研修協力施設の研修実施責任者
- (8) 卒後臨床研修センター運営委員会委員（歯科口腔外科）
- (9) 事務部長
- (10) 本院及び協力型臨床研修施設以外に所属する有識者
- (11) その他病院長が必要と認める者

2 前項第 10 号の委員は、病院長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 10 号の委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、歯科口腔外科・矯正歯科長がその職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員が会議に出席できないときは、委任状の提出をもって、出席したものとみなす。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第 8 条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、医療人育成課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年1月18日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に委嘱される第3条第1項第7号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に委嘱される第3条第1項第10号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。